

第23期幕別町農業委員会活動方針・活動計画

今任期中における農業委員会の活動方針と活動計画を3月開催の第9回総会で決定しました。

これまで、活動方針と活動計画は毎年度策定してきましたが、今任期からは、3年間の方針と計画を策定することになり、今回は平成30年4月から平成32年6月まで2年間の内容となります。なお活動方針と活動計画は、毎年度、見直しを行います。

活動方針
農業委員会法が改正され、農地



の利用の最適化の推進に関する事務が農業委員会の最も重要な事務として位置付けられました。

これにより、担い手への農地利用の集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消に今まで以上に力を注ぐことが求められております。

本町農業委員会は農業委員会の役割・任務の重要性を認識し、事務の透明性、公正・公平性を確保するとともに、農地法の一層の定着と適正な農地行政の執行に努め、関係機関と連携して、地域農業の振興発展のための活動を推進し、農業者の公的代表機関としての役割を果たします。

【重点事項】

- 1 常に法令・業務等の適正な執行に必要とする知識の修得に努め、農業者の期待と信頼に応えます。
- 2 農業者が効率的かつ安定的な農業経営を行えるよう、農地の利用集積等を推進します。
- 3 農業・農村の多様化する要求あるいは実態を把握し、関係行政機関へ意見を提出します。
- 4 農業者年金制度の普及を図り、

年金の受給のための適切な指導と広報に努めます。

5 農業後継者の配偶者対策に、より力を傾注するとともに、関係機関・団体との連携を緊密にし、担い手施策を推進します。

6 農地パトロール（利用状況調査）を実施し、遊休農地の発生防止、無断転用、不法投棄に対する監視活動に努めます。

活動計画

- 1 優良農地の確保と有効利用
- 2 担い手への農地利用の集積・集約化
- 3 担い手の育成・農業経営の合理化に向けた活動
- 4 関係行政機関へ意見の提出
- 5 農業者年金の普及推進
- 6 幕別町農業振興公社との連携
- 7 農業一般に関する調査・情報の提供
- 8 農業委員・職員の研修の実施
- 9 総会等の開催及び総会議事録の公表

農地所有適格法人報告書の提出をお願いします

農地所有適格法人は、農地所有適格法人報告書を提出することが農地法で義務付けられています。

報告書を提出しない場合や、虚位の報告をした場合は罰則規定がありますので、お忘れないように報告をお願いします。

提出書類

- ・農地所有適格法人報告書
- ・農業収入額がわかる書類（損益計算書など）
- ・定款、株主または組合員名簿（新規設立または内容に変更がある場合）

提出期限

各法人の毎事業年度の終了後3カ月以内

提出先

- ・農業委員会、忠類支局

※報告書の様式は農業委員会にあります。

また、町ホームページからもダウンロードできます。

(http://www.town.makubetsu.lg.jp/kanko_sangyo/nogyo/iinkai/kakusyuyousiki.html)